

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

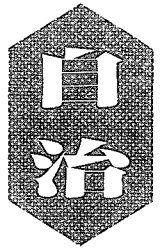
【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>

【Eメール】info@saitama-jichi.jp

自治研通信は『埼玉自治研』発行月（3・9月）には通常発行しませんが、今回「保坂展人講演会」案内のために発行しました。以下の情報は「自治日報」（自治日報社週1回発行）からの転載です。



地方自治とは、地域のごとき地域の住民が責任を持って決める仕組みにほかならない。現状では、地域のごとくに地域で決められないことが頗る多い。地方自治を進展させるには、国から自治体への権限や財源の移譲が必要である。これまでの地方自治論では、こうした国と自治体との関係に焦点を当て、地方自治のあり方を論ずるのもっぱらだった。

地方分権に対する国の消極的な姿勢を見る限り、今後ともこの視点は欠かせない。ただ、昨今それだけでは済まされない事情があることも認識しておかなければならない。地方分権はそれなりに進んでいるのに、気がついたら、自分たちの地域のことを自分たちで決めることができなくなっていたということになりかねないからである。

それを考えるきっかけになったのが、イギリスのEU離脱である。国民投票の結果には驚かされた。議論や対立はあっても、最終的には残留という常識的な結論に落ち着くに違いない。その上で、離脱票がこれほど多いことを盾に、発言権を強める。こんなしたたかな戦略を描いているのではと予想していたが、見事に外れてしまった。EUに加盟してから、イギリスのごとがイギリス人によって決められなく



慶應義塾大学教授 片山 善博

なった。ブリュッセルにいるEUの官僚たちによって、自分たちの手の届かないところで決められるようになった。イギリス政治に明るい知人によると、離脱派の間ではこんな不満が溜まっていたという。イギリスのEU離脱を人ごころ

英国のEU離脱から日本の地方自治を考える

えるべきではない。日本の地方自治にとっても貴重な教訓を示していると思われるからだ。自分たちの国なり地域なりのごとを、自分たちで決められる仕組みが如何に重要か。失ってはじめてその大切さを思い知らされるということでもある。

平成の大合併である。小規模自治体は財政が成り立たなくなると脅される一方、国の指導に従い合併する自治体には手厚い財政措置が施される。アメとムチを使い分ける強引な合併促進策により、それまでおよそ三、二〇〇あった市町村が、たちまち一、七〇〇ほどに再編整理された。では、その合併を肝心の住民は、今

どう評価しているか。地域によってまちまちだろうが、時折「合併などしなればよかった」という声を聞くことがある。元の役場は支所として残ったが、もはや意思決定の権限はない。地域の課題を持ち込んで、「本庁に聞いてみる」と言っばかりで埒が明かない。自分たちの地域のごとなに、ブリュッセルならぬ本庁にいる役人たちが、自分たちの手の届かないところで決めるようになってしまった。

イギリスのEU離脱に触発されたのか、合併で消滅した町のOBから「合併市を離脱して、元の町に戻る術（すべ）はないか」と尋ねられた。何もな

いわけではない。分立という手法がある。ただ、それは合併市の議会がその旨を議決しなければならぬ。今や少数派でしかない旧町住民の分立の意思が、議会で賛同を得られるか。得られたにしても、既に旧町の役場の実体は失われている。分立は現実には不可能である。「合併にも離脱の選択肢があればよかった」とは、先のOBの感懐である。

自治体の多くは、公共事業の発注に当たって地元業者を優遇する制度をなにかしかに設けている。このほか、地元金融機関が伝統的に指定金融機関に指定されていることなどを含め、いわゆる公共調達における地元優先政策が、この良し悪しは別にして、PPP発効後も継続できるのかどうか。食品安全や環境保全などの分野で独自施策を取り続けられるのか。

ちなみに、アメリカではいくつかの自治体がかような点に危惧を抱き、議会がPPP反対決議をしたり、PPPフリーゾーン（国がPPP協定に加わっても、当該自治体の区域内では協定は無効であり、拘束されない）宣言をしたりしている。

わが国でも多くの地方議会がPPPに関する決議をしている。ただ、それらは総じて「農業への影響」を懸念しているものだ。アメリカの自治体議会によるフリーゾーン宣言などがどれほどの効力を持つのか定かでないが、自治体が地方自治を基軸においてPPPを真剣に論ずる姿勢は見習いたい。

PPP協定の国会審議はこれからである。是非日本の自治体も自治権との関係でPPPを点検し、懸念や疑問を国会に届けてもらいたい。後で「こんなはずではなかった」となった時に、果たして「離脱」する選択肢はあるのか。こんなごときの一歩を確実に踏んでおへばと思う。

八月二六日自治日報より

保坂展人世田谷区長の講演会を開催します 10月4日(火)18時30分 ウェスタ川越

一昨年発足した埼玉西部地区地方自治研究会から提案があり、二期目を迎えた世田谷区長保坂展人さんの講演会を開催することになりました。会員の皆様にはぜひ参加していただきたいと思ひます。

開催の詳細は別紙案内のとおりです。当日参加もできますができるだけ事前にFAXで事前に申し込みください。



東京大学名誉教授
大森 大

二〇一六年平成二八年七月二〇日、参議院議員選挙の投開票が行われた。各党は公約を掲げ、選挙戦では策を練り、得票を競った。その結果、議席獲得の点では自民・公明の大勝利であった。選挙公約は、少し前にはマニフェストと呼ばれていた。マニフェストと言いつても、それは、あくまでも政策提案であって、それを掲げた政党が政権を取ったからと言って、直ちに政策決定になるのではない。改めて、立案の形にして利害錯綜する決定過程をクリアしなければならぬ。それでも、ある政策の実現を企図している人びとにとって、それが選挙公約にどのような表現で盛り込まれるかは大きな関心事であるはずである。

え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。このため、導入までの間は、地域の自主自立をめざし活力が発揮できるよう、地方公共団体間の広域的な連携の取組みの後押しを図るため、広域連合の活用、道

道州制に関する政党の選挙公約

このたびの参院選における各党の選挙公約で「道州制」は、どう扱われているか。公明党の選挙公約には道州制に関する記載は見られない。自民党の「総合政策集2016 J-ファイル」の「道州制の導入に向けて」では、「道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考

州制特区法の活用などを検討します。」としていた。これは、自民党道州制推進本部(本部長・原田義昭衆院議員)が、二〇一六年四月二六日、党本部で総会を開き、道州制推進基本法案をめぐり党内議論を再開する方針を了承したことを受けてのものと思われる。推進本部は、「道州制推進基本法案(骨子案)」「二〇一四年四月二日版」の国会提出を企図したが、党内事情や全国町村会などの反対で提出を断念していた。

を有する」という文言が入っている。驚きである。二〇一四年四月二日版には、この文言は見られない。実は、公明党との協議を経た二〇一二年九月の段階の骨子案には、「地域完結性を有する主体」とか、「市町村の区域を基礎として編成し」とかの文言があったし、道州制国会会議への諮問事項には「基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方」が盛り込まれていた。これらは、明らかに市町村合併を前提にしていた。全国町村会が「道州制の導入で、更なる合併に追い込まれ懸念を払拭できない」と強く反発したこともあり、

業である。民進党は、今回の参院選の「政策集2016」では、演じたはずの「地域主権・地域主権改革」を再び掲げ、「基礎自治体の強化を図りつつ、道州制への移行をめざします。その際、それぞれの地域の選択を尊重します」としている。民進党の言う道州制がどのような内容のものか、「地域の選択」とはどういう意味か定かではないが、「道州制への移行を目指す」と明言している。道州制を目指すのなら、その内容と手順について、また市町村合併を伴わない道州制があるのかどうか、明確な説明をすべきである。

注意しないと見過ごしかねないが、公約の「道州制の導入に向けて」では、基礎自治体の定義の中に「地域完結性を有する」という文言が入っている。驚きである。二〇一四年四月二日版には、この文言は見られない。実は、公明党との協議を経た二〇一二年九月の段階の骨子案には、「地域完結性を有する主体」とか、「市町村の区域を基礎として編成し」とかの文言があったし、道州制国会会議への諮問事項には「基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方」が盛り込まれていた。これらは、明らかに市町村合併を前提にしていた。全国町村会が「道州制の導入で、更なる合併に追い込まれ懸念を払拭できない」と強く反発したこともあり、

今年四月の本部総会では、留意事項として「基礎自治体(市町村)の合併は、強制をしない」としている。強制しないのは当たり前としても、どうして選挙公約に「地域完結性を有する」が書き加えられているのか。不注意だったとは思えない。魂胆が見え見えと言われても仕方がないであろう。この挿入は全国町村会等とのやり取りを反古にするものである。

今年四月の本部総会では、留意事項として「基礎自治体(市町村)の合併は、強制をしない」としている。強制しないのは当たり前としても、どうして選挙公約に「地域完結性を有する」が書き加えられているのか。不注意だったとは思えない。魂胆が見え見えと言われても仕方がないであろう。この挿入は全国町村会等とのやり取りを反古にするものである。

今年四月の本部総会では、留意事項として「基礎自治体(市町村)の合併は、強制をしない」としている。強制しないのは当たり前としても、どうして選挙公約に「地域完結性を有する」が書き加えられているのか。不注意だったとは思えない。魂胆が見え見えと言われても仕方がないであろう。この挿入は全国町村会等とのやり取りを反古にするものである。

八月二二・一九日自治日報より

七月十五日自治日報より



沖縄辺野古基地建設をめぐる国と沖縄県の対立は、この国の地方自治の根幹を揺るがす問題であり、「自治の尊厳」が侵されると考えている。この問題を考えるために資料を漁っていて表題の警視庁機動隊派遣の多くの記事・論考に出会った。恥ずかしながら、これほどの出来事に都民の一人として深く考えることもしてこなかった。遅まきながら、気になることを述べておきたい。

二〇一五年二月三日、警視庁機動隊百数十人が九台の車両とともに沖縄入りし、沖縄県警の支配下で辺野古警備に当たる。翌四日には県警の警察官とともに二〇〇人規模で、キャンプシュワブゲート前に集まった市民二〇〇人を排除した。このときの様子を沖縄平和運動センターの山城博治議長が「琉球処分再来のようだ」と表現した。七日には重機や大型のコンクリート壁などが積まれた工事関係車両約二〇〇台がキャンプシュワブに入った。その日から、年末年始に一時帰任した時期を除いて、辺野古問題を巡る運動のあらゆる局面で県警との共同警備に当たっ



自治研総研所長 辻山幸宣

この間、報道では様々な声を紹介されている。これは、基地反対派だけでなく、内地への反発を強めている沖縄県民の神経を逆なでするような暴挙

警視庁機動隊沖縄辺野古派遣

といっている。「沖縄県警だけの時は、もう少し会話が通じたが、警視庁の機動隊が投入されてから問答無用になった」。ゲート前では警視庁機動隊員に「帰れ」コールが沸いたともいう。一般に災害時などの警察官派遣には地元住民の感謝の声が寄せられたりするものだが、ここではそれが見られないようだ。なぜ東京警視庁の機動隊員が沖縄の基地反対派住民の前に立ち向かっているのか、そこも、警視庁警察官の任務は何なのか、派遣の経費はどちらが負担するのかなど、知りたいことはたくさんある。し

かし、警視庁は一切情報を公にしておらず、我々の知りうるところではない。そこで、疑問点をいくつか挙げて、今後の研究課題にしたい。

この始まりは沖縄県公安委員会が警察法六〇条「都道府県公安委員会、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることが出来る」の規定に基づいて東京警視庁に援助を求めたことから始まる。四六都道府県のうちから、なぜ東京警視庁が選ばれたのかは明らかではない。一部の論考に「安倍政権が警視庁の機動隊を辺野

古に！暴力弾圧の仕掛け人は官邸に「いる」との指摘があるが、確証はない。だが、これは警察同士の関係にとどまらず、沖縄県と東京都、沖縄県民と東京都という自治体間の関係にほかならない。公安委員会は独立行政委員会である。知事の指揮監督下にはないもの、これほど重大な決定を知事・都県の議会の意思抜きで行えるものなのか、疑問が残る。都民の警察が沖縄の地で市民を「弾圧」しているのだ。

そこで、警察官の職務について調べてみた。警察官の職権行使につき法は次のように定める「都道府県の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする」（警察法六四条）。そして、同法六〇条第三項には「援助の要求をした都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる」とあり、警視庁警察官という本来任務は東京都の区域内で行うが、援助の要求があった今回の事例のような沖縄での任務は違法ではない。だが、国が支弁する経費が三七条に列記されているが、援助要求があった場合の派遣経費については掲記されていない。

昨年二月八日の沖縄県議会において、県警本部長が議員の質問に次のような答弁をしている。「旅費等の派遣に伴い必要となる経費については国が、給与等身分に直接付随する経費については東京都が、それぞれ負担する」。都内で勤務していても警察官には給与等が支払われるといわれるかもしれないが、沖縄の市民運動を排除するために都民は税を納めているわけではない。都から支払われる百名以上の警察官数ヶ月分の給与等の総額は、たいくちになるのだろうか。いずれにせよ、われわれ都民は、あの六・一九県民集会でいわれた「第一の加害者」になっていることは間違いない。

保坂展人世田谷区長の講演会を開催します

10月4日（火）18時30分 ウェスタ川越

一昨年発足した埼玉西部地区地方自治研究会から提案があり、二期目を迎えた世田谷区長保坂展人さんの講演会を開催することになりました。会員の皆様にはぜひ参加していただきたいと思ひます。

開催の詳細は別紙案内のとおりです。当日参加もできますができるだけ事前にFAXで事前に申し込みください。

保坂展人世田谷区長の講演会を開催します

10月4日(火) 18時30分 ウェスタ川越

一昨年発足した埼玉西部地区地方自治研究会から提案があり、二期目を迎えた世田谷区長保坂展人さんの講演会を開催することになりました。会員の皆様にはぜひ参加していただきたいと思ひます。

開催の詳細は別紙案内のとおりです。当日参加もできますができるだけ事前にFAXで事前に申し込みください。



六月二四日自治日報より

今年四月一四日と一六日に発生した熊本地震では、多くの方が被災し、不幸にして五〇名近くの方が地震あるいは地震に因る避難生活の中で命を落とされた。あらためて、被災者の方々はお見舞いを申し上げたい。熊本地震では、住宅、農地などの個人資産や、道路、水道などの公共施設にも大きな被害があった。特に断層付近にある資産や施設は、被害が大きく、道路が寸断され、傾斜地に地滑りが発生したため、二次災害の恐れがあり、復旧の妨げとなった。その一方で、耐震化された水道管路にはほとんど被害がみられなかった。震災後の水道の復旧を早めるためには、水道施設の耐震化を加速する必要がある。特に、浄水場や配水池、水源から浄水場までの導水管や、浄水場から配水池までの送水管、配水池から市町村内の重要施設を結ぶ配水管などの重要施設については、耐震化をすみやかに進めるべきである。しかし、全国の水道事業者を見ると、水道施設の耐震化率には大きな違いがある。水道施設を耐震化するためには計画的な水道施設の更新が必要であり、



東京大学大学院教授
滝沢 智

そのためにはアセットマネジメントにより将来の更新需要を把握し、財源を確保した上で計画的な更新を進める必要がある。しかし、全国の水道事業者のアセットマネジメントの実施率は六

水道施設の計画的な更新を加速しよう

〇%以下であり、このうちアセットマネジメントの結果を施設更新計画に反映している事業者はさらに少ない。さらに、給水量の減少が進む中で、将来の水道料金収入の減少を考えると、水道事業の運営に加えて施設更新のための資金を確保することは、全国の水道事業者において困難な課題となっている。

管の被害率は、配水管の被害率を大きく上回っており、熊本地震でも給水管の被害率は配水管の一〇倍以上であった。給水管は、水道の配水管と各戸を結ぶ細い管であることから重要施設とは認識されていないが、配水管に比べて被害率が高いことから、災害時の復旧に時間がかかる。実際、配水管が復旧しても給水管が復旧しなければ、水道は使えなくなる。給水管のうち特に被害率が高いのは、かつて多く使われた鉛製の給水管である。鉛製の給水管は、地震などの災害時にお

ける破損率が高いだけでなく、平常時の破損率も他の管種に比べて極めて高いことが知られている。このことから、鉛製給水管が多く残存している事業者は、平常時の管路修繕費用も高く、水道事業の経営を圧迫するため施設更新の財源を確保することが難しくなる。このように、施設の計画的な更新を怠ったために、水道事業経営の負の連鎖に陥る恐れがある。

施してきた。しかし、鉛管をほぼ解消した事業者がある一方で、いまだに三〇%以上の鉛管が残っている事業者まで全国の水道事業者には大きな差異がある。鉛製給水管解消が困難な理由は、給水管が水道事業者ではなく各住戸に住む個人の資産であることもある。個人資産である鉛製の給水管を、水道事業者の資金で更新すべきかどうかについては、事業者により考えが異なり、その結果、鉛製の給水管の残存率も異なっている。

水道施設の更新を計画的に進めるためには、まずは、水道施設の現状を把握し、将来の施設更新計画を立案する必要がある。そのためには、現在、事業者ごとに用いられている施設の耐用年数などの情報を、中小の水道事業者でも利用可能にするように、全国的にデータベース化することが有効である。また、水道施設の更新についての理解を得るため、水道施設の現状について、広く市民に知らせるための広報も必要である。人口減少が加速する中で、持続的に災害に対して強靱な水道事業を将来の世代に残すために、水道施設更新に関する議論が全国的に活発化し、計画的な水道施設の更新が進むことを期待している。